

県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会協賛取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業（以下「コンテンツづくり事業」という。）の開催趣旨に賛同する企業、大学及び団体等（以下「企業等」という。法人化していない個人事業主・団体を含む。）からの協賛の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(協賛)

第2条 この要領において協賛とは、企業等が県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業の広報、準備及び運営等（以下「事業運営」という。）に対して次の各号に掲げる方法により行う行為をいう。

(1)資金協賛

企業等が、広告媒体等を使用する対価として、事業運営に要する資金（以下「協賛金」という。）を提供するもの

(2)物品等協賛

企業等が、広告媒体等を使用する対価として、事業運営及び周知促進に必要な物品やサービス等（以下「協賛物品等」という。）を無償で提供又は貸与するもの

(協賛金の使途)

第3条 協賛金は、コンテンツづくり事業の周知促進や内容の充実を図るために要する経費に充当する。

(協賛の申込等)

第4条 協賛を申し込む企業等（以下「申込者」という。）は、協賛の種類に応じて、次の様式により、県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出する。

(1)資金協賛の場合

「県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会協賛申込書（資金）」（別記様式第1-1号）

(2)物品等協賛の場合

「県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会協賛申込書（物品等）」（別記様式第1-2号）

（以下、併せて「協賛申込書」という。）

- 2 委員長は、協賛申込書の提出があった場合であって、第11条第1項各号のいずれにも該当しないと認めるときは、申込者に対し、「県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会協賛申込受理通知書」（別記様式第2-1号もしくは第2-2号）（以下「受理通知」という。）により受理した旨を通知する。

（協賛金の納入等）

- 第5条 第2条第1号による協賛の申込者が受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する金融機関の口座への振込みにより、実行委員会が指定した期日までに協賛金を納付する。なお、振込みに係る手数料は申込者の負担とする。
- 2 協賛金の受領書は、原則として金融機関が発行する振込金受取書をもって代えるものとする。ただし、委員長は、受理通知を受けた申込者（以下「協賛者」という。）の希望により、領収書を発行することができる。

（物品等協賛の受納等）

- 第6条 第2条第2号の方法による協賛の申込者が受理通知を受けたときは、実行委員会が指定する方法により、期日を調整の上、協賛物品等を提供又は貸与する。
- 2 複数の申込者から同一の協賛物品等の申込みがあり、かつ、必要数以上となった場合は、実行委員会において調整のうえ、申込者に通知する。
- 3 委員長は、協賛者の希望により、受領書を発行することができる。

（広告媒体等の内容）

- 第7条 実行委員会は、協賛者に対し、協賛の対象及び規模に応じて、別表に定める内容の広告媒体等を提供する。
- 2 物品等による協賛については、市場価格等により現金換算した額の1/2相当額を協賛金額とし、協賛区分の判定に用いるものとする。

（広告媒体等の提供時期）

- 第8条 広告媒体等の提供時期は、原則として、協賛金の納付、物品等の提供若しくは貸与（以下「納付等」という。）を実行委員会が確認した日以後とする。

（広告媒体等の譲渡の禁止）

- 第9条 企業等は、提供された広告媒体等を第三者に移転又は譲渡してはならない。

（広告媒体等の有効期間）

- 第10条 第7条の規定により企業等へ提供する広告媒体等の有効期間は、受理通知により示すものとする。

(申込の不受理等)

第11条 委員長は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、協賛申込書を受理しないものとし、申込者に対しその旨を「県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会協賛申込不受理通知書」（別記様式第3号）により通知するものとする。

- (1) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、又はコンテンツづくり事業を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用するおそれのあるもの
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員等（同条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員以外の者で暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）であると認められるもの
- (3) コンテンツづくり事業の品位を傷つけ、又は正しい理解を妨げる恐れのあるもの
- (4) その他法令又は公序良俗に反するもの等委員長が不適当と判断するもの

2 委員長は、実行委員会が協賛金又は協賛物品等を受領後に、協賛者が前項各号のいずれかに該当するに至った場合又は前項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、協賛を取り消すものとし、協賛者に対しその旨を通知する。また、協賛を取り消した場合、協賛者から納付された協賛金又は協賛物品等の返還は行わないものとする。

(賠償責任)

第12条 協賛者が、次のいずれかに該当したときは、その損害を受けた者に対し、当該協賛者は損害を賠償しなければならない。

- (1) 協賛の実施に当たり、自らの責めに帰すべき理由により、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 前条第2項の規定による協賛の取り消しを受けたことにより、実行委員会又は第三者に損害を与えたとき。

(免責)

第13条 協賛者が、第11条第2項による協賛の取り消し又は第12条の規定による第三者への賠償により損害を受けた場合において、実行委員会は一切その責めを負わない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、協賛の実施に関し必要な事項は、県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会事務局長が別に定める。

附則

この規程は、令和7年10月14日から施行する。

別表（第6条関係）

県立アリーナを活用した観光コンテンツづくり事業実行委員会の協賛特典

	A	B	C	D	E	F	G
	5万円以上～25万円未満	25万円以上～50万円未満	50万円以上～100万円未満	100万円以上～200万円未満	200万円以上～500万円未満	500万円以上～1,000万円未満	1,000万円以上
協賛団体の呼称・広報用写真の使用 ※1	○	○	○	○	○	○	○
ウェブサイト・協賛ボードへの社名ロゴ掲載	小	中	中	中	大	大	特大
新聞広告への社名掲載	—	—	○	○	○	○	○
公式ポスター・チラシへの社名掲載	—	—	○	○	○	○	○
プロジェクトマッピングでの社名掲載	—	—	—	小	中	大	特大

※1 広報用写真的使用は観光コンテンツづくり事業のPRに使用する場合に限ります。著作権保護のため、許可が必要となります。

物品等による協賛については、市場価格等により現金換算した額の1／2相当額を協賛金額とします。

協賛者掲載は、協賛金額の高い順とし、同額の場合には申込み順とします。

ポスター、チラシ、協賛ボード、プロジェクトマッピングへの掲載につきましては、印刷の都合上、最終申込締切以前に〆切がございますのでご了承ください。